

届出を要する行為

1. 土地の区画形質の変更
2. 建築物の建築、工作物の建設行為
※家屋のほか、車庫、物置、土留め、フェンスなども含み、新築、増築を問いません。
3. 建築物等の用途の変更
4. 建築物等の形態又は意匠の変更

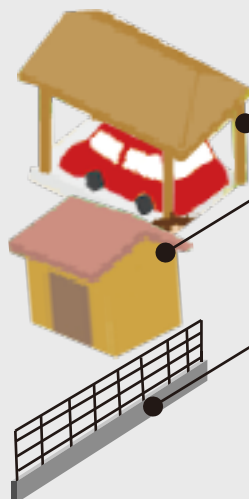
※地区計画の規制内容は、地区特性に沿って異なります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。
いただくか、
弘前市都市計画課にお問い合わせ
ください。

ご存知ですか？

【地区計画】

地 区計画とは、住宅地などの地区の特性にふさわしい良好な都市環境を整備するために、都市計画法の規定に基づいて建築物や工作物の用途や形態などの制限を定めた「まちづくり」の計画のことです。



既製品カーポートの設置

物置の設置

土留めの新設、フェンスの設置

新築・増改築や

物置・フェンス・カーポートなどの既製品の設置なども



弘前市都市計画課に
事前に届出が必要です。